

一般廃棄物処理業許可証

住 所 北海道帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2
氏 名 有限会社 タナベ 代表取締役 田 邊 宏 様

令和 3 年 8 月 1 0 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	伐根、草木、ボサ、一般廃棄物(家屋解体に伴う一般廃棄物遺品)
営業所の所在地及び名称		北海道帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2 有限会社 タナベ
許 可 期 間		令和 3 年 8 月 1 5 日から 令和 5 年 8 月 1 4 日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		豊頃町内全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 番地 5 十勝圏複合事務組合くりりんセンター 河東郡音更町字上然別西 4 線 1 0 0 番地 1 アスリー株式会社 中間処理場
	そ の 他	関係法令を遵守すること。

令和 3 年 8 月 1 3 日

豊頃町長 按 田 武

